

軽度者の福祉用具貸与例外給付の取扱いについて

大垣市介護保険課

令和5年4月

1 概要

介護保険制度の福祉用具貸与では、軽度者（要支援1、2及び要介護1の者）について、その状態像からみて使用が想定しにくい福祉用具の貸与は、保険給付の対象外となっています。

ただし、軽度者であっても、その状態像から必要性が認められる対象外種目については、保険給付の対象として福祉用具貸与の例外給付が認められます。

そこで、大垣市では、軽度者の福祉用具貸与例外給付の取扱いについて、次のように運用を定めます。

2 対象者及び対象外種目

(1) 対象者

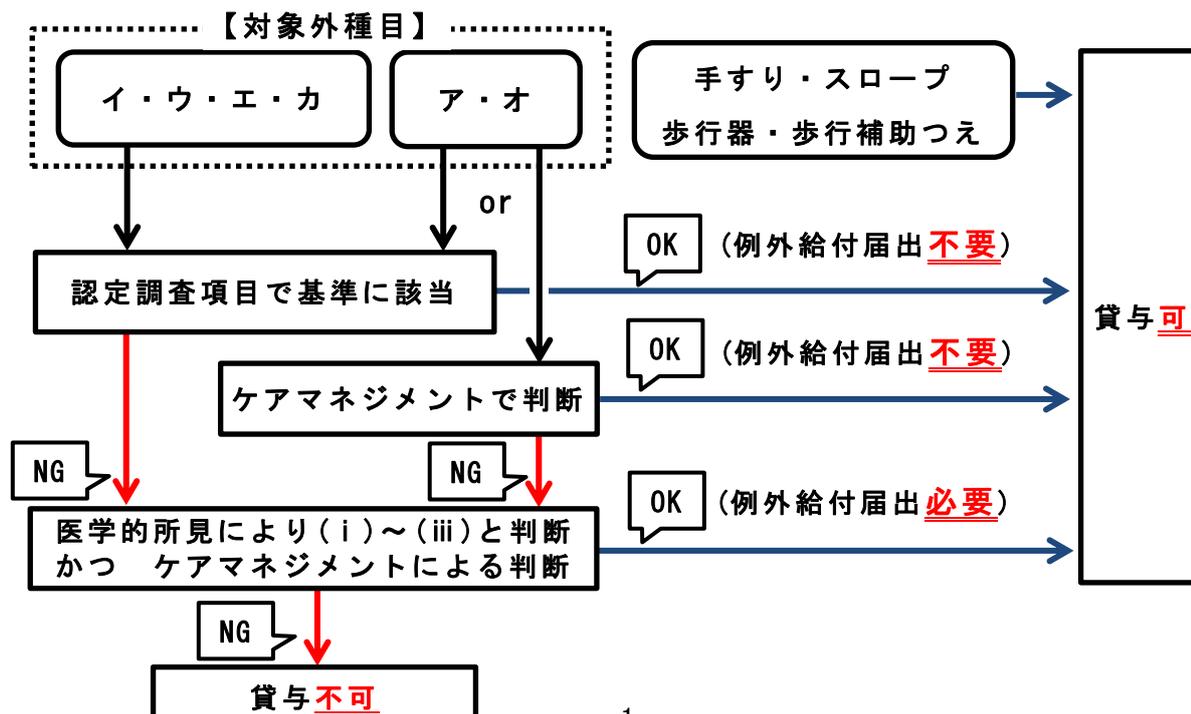
軽度者（要支援1、2及び要介護1の被保険者）

※「自動排泄処理装置」の場合は要介護2及び要介護3の被保険者を含む

(2) 対象外種目

- ア 車いす及び車いす付属品
- イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品
- ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器
- エ 認知症老人徘徊感知機器
- オ 移動用リフト（つり具の部分を除く）
- カ 自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く）

3 軽度者の福祉用具貸与フロー図



4 軽度者の福祉用具貸与例外給付を認める判断基準

直近の要介護（要支援）認定における認定調査票（基本調査）の結果が、〈表1〉の判断基準に該当する場合、軽度者においても対象外種目貸与の例外給付が認められます。この場合、軽度者の福祉用具貸与例外給付の届出は不要です。

〈表1〉

対象外種目	状態像	可否の判断基準
ア 車いす及び車いす付属品	次の <u>いずれかに</u> 該当する者	
	(一) 日常的に歩行が困難な者	基本調査1-7：歩行 →「3. できない」
	(二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	ケアマネジメントを通じ指定介護予防支援事業者・指定居宅介護支援事業者が判断
イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品	次の <u>いずれかに</u> 該当する者	
	(一) 日常的に起き上がりが困難な者	基本調査1-4：起き上がり →「3. できない」
	(二) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3：寝返り →「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3：寝返り →「3. できない」
エ 認知症老人徘徊感知機器	次の <u>いずれにも</u> 該当する者	
	(一) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある	基本調査3-1：意思の伝達 →「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 または、 基本調査3-2～3-7：記憶・理解のいずれか →「2. できない」 または、 基本調査3-8～4-15：問題行動のいずれか →「1. ない」以外 その他、 主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合 も含む。

	(二)移動において全介助を必要としない	基本調査2-2：移動 →「4.全介助」以外
オ 移動用リフト (つり具の部分を除く)	次の いずれかに 該当する者	
	(一)日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査1-8：立ち上がり →「3.できない」
	(二)移乗が一部介助または全介助を必要とする者	基本調査2-1：移乗 →「3.一部介助」または「4.全介助」
	(三)生活環境において段差の解消が必要と認められる者	ケアマネジメントを通じ指定介護予防支援事業者・指定居宅介護支援事業者が判断
カ 自動排泄処理装置	次の いずれにも 該当する者	
	(一)排便が全介助を必要とする者	基本調査2-6：排便 →「4.全介助」
	(二)移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-1：移乗 →「4.全介助」

〈表1〉の判断基準に該当しない場合においても、医師の医学的所見（主治医意見書、診断書等）に基づき、〈表2〉の(i)、(ii)、(iii)のいずれかの状態であると判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具の貸与が特に必要であると判断される場合、**市に必要書類を提出し、確認、許可を得ることで、軽度者においても対象外種目貸与の例外給付が認められます。**

〈表2〉

医学的所見に基づく状態像		事例
(i) 状態の 変化	疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって頻繁に〈表1〉で定める福祉用具が必要な状態に該当する者	パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象等
(ii) 急性 憎悪	疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに〈表1〉で定める福祉用具が必要な状態になることが確実に見込まれる者	がん末期の急速な状態悪化等

(iii) 医師 禁忌	疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から<表1>で定める福祉用具が必要な状態に該当すると判断できる者	ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避等
-------------------	---	---

5 軽度者の福祉用具例外給付届出の流れ

医師の医学的所見に基づく状態像の確認

主治医意見書、診断書又は医師の医学的所見が記載された書類において、<表2>の(i)、(ii)、(iii)のいずれかの状態であると判断されていることを確認してください。



ケアマネジメントによる判断

サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、福祉用具貸与が被保険者に対して特に必要であると判断された場合、その旨を「サービス担当者会議の記録」及び「居宅(介護予防)サービス計画書」に記載してください。



大垣市へ書類を届出

大垣市に対し、次の書類を届出してください。

- ①軽度者の福祉用具貸与例外給付届出書(届出書原本) ※管理者印要
- ②主治医の所見(写)
- ③サービス担当者会議の記録(写)
- ④居宅(介護予防)サービス計画書(写)

※④については、被保険者本人またはその家族の同意のあるもの



例外的利用の可否の通知

大垣市において内容確認後、例外的利用の可否について連絡します。

※事例により、確認のため利用者等への面接、確認等を実施する場合があります。

6 状況別届出確認一覧

現在の 認定状況			対象外 種目		認定申請状況			認定結果			種目の 変更等		届出
軽度者	軽度者以外	なし	利用 検討中	既に 利用中	新規	更新	区 変	軽 度 者 見 込	軽 度 者 以 外	見 込	増 加	減 少	
○			○										要
○			○			○		○					要(※)
○			○			○			○				不要
○			○				○	○					要(※)
○			○				○		○				不要
○				○		○		○					要(※)
○				○		○			○				不要
○				○			○	○					要(※)
○				○			○		○				不要
○				○							○		要
○				○								○	不要
	○		○			○		○					要
	○		○			○			○				不要
	○		○				○	○					要
	○		○				○		○				不要
	○			○		○		○					要
	○			○		○			○				不要
	○			○			○	○					要
	○			○			○		○				不要
		○			○			○					要
		○			○				○				不要

※ 要支援2 ⇔ 要介護1 の変更（見込み）の場合は届出不要です。

7 軽度者の福祉用具貸与例外給付届出の効力

軽度者の福祉用具例外給付の適用開始は「市が届出書を受領した日」、適用終了は「届出した日を含む要介護(要支援)認定有効期間の終了日」までです。

なお、貸与開始後に必要書類が提出され、それが貸与可能と判断された場合、最大で「市が届出書を受領した日の属する月の1日」まで遡及可能とします。

8 その他

(1) 届出に関する注意事項

- ・ 居宅介護支援事業所が変更されるときは、変更されるまでに、届出が必要です。なお、委託先の変更の場合においても、同様に届出が必要です。
- ・ 急速な状態悪化（ターミナル状態等）が見込まれる場合等、早急に利用が必要な場合には、書類が揃う前であっても予め市に相談してください。
- ・ その他、やむを得ない事由により書類の提出が遅れる場合や、届出前にサービス利用を行う必要がある場合は、予め市に相談してください。

(2) 例外的な給付について

軽度者に対する例外的な要件による保険給付は、あくまでも「例外的」な取扱いです。福祉用具の安易な使用は、利用者の自立をかえって阻害する恐れもあるため、この届出をする際は、主治医の医学的所見やサービス担当者会議等により利用者の状態と福祉用具の必要性について十分検討してください。

なお、この判断の見直しについては、居宅（介護予防）サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度（必要に応じて随時）で行ってください。

(3) 届出前の利用について

軽度者に対する例外的な要件による福祉用具の貸与において、市に届け出していない、または、市の確認及び許可を受けていない状態で利用し保険給付を受けていたことが発覚した場合、遡って返還の対象となる場合があります。

また、医師の医学的所見を得ていない、サービス担当者会議等を実施していない状態で貸与を開始すると、介護保険サービスの対象とならない場合があります。

(4) 書類の保管及び記録について

この届出の要・不要に関わらず、サービスの利用においては、適切なケアマネジメントにより必要性が認められた根拠となる記録を残す必要があります。

サービス担当者会議等での検討内容や必要性を判断した書類等は、必ずサービス計画書とともに保存してください。